

軽自動車税（種別割）の減免に関する取扱要綱

平成8年2月8日
税務部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市市税条例（昭和33年条例第13号。以下「条例」という。）第86条及び第87条に規定する軽自動車税（種別割）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（公益による減免の範囲）

第2条 条例第86条第1項に規定する公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

（1）次に掲げる所有者が所有するもののうち、これらに定める用途で直接用いられるもの

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等公益を目的とする活動

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 同条第1項に規定する特定非営利活動

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する認可地縁団体 消防、防災その他公益性が認められる活動

（2）前号に掲げる者（所有権を有しない者に限る。）が所有者と使用貸借契約を締結することにより、前号に定める用途で使用しているもの

（3）条例第77条の2第1項の規定により課税されており、かつ、同項に規定する買主が第1号に定める用途で使用しているもの

（身体障害者等に対する減免の範囲）

第3条 条例第87条第1項第1号に該当するもののうち、市長が必要と認めるものは、次の各号に掲げる者に係る軽自動車等とする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

（2）戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 条例第87条第1項第2号に該当するもののうち、市長が必要と認めるものは、車椅子の昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を有するものその他の市長が身体障害者等の利用に専ら供するための構造を有すると認めるものとする。ただし、身体障害者等以外の者の利用に供されるものと認められる場合は、この限りでない。

（減免の継続）

第4条 市長は、当該年度に種別割の減免の適用を受けている者に対し次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項の回答を求め、当該回答に基づき条例第87条第4項の適用を決定するものとする。

- (1) 軽自動車等の所有者及び減免の措置を受けた理由に変更がない場合 その旨
- (2) 軽自動車等の所有者及び減免の措置を受けた理由に変更がある場合 変更がある項目及びその内容
- (3) 次年度の減免適用の継続を希望しない場合 その理由

（減免の取消し）

第5条 市長は、軽自動車税（種別割）の減免を決定した場合において、当該減免の決定処分が偽りその他不正な申請に基づきなされたことが判明したときは、当該処分を取り消すとともに、軽自動車税（種別割）を課税する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。